

官廳公示連絡事項

幼稚園教育に類する 教育を行なう施設について

昭和二十五年四月十九日付法律第一〇三號で學校教育法の一部が改正されたため、幼稚園に類する各種學校と各種學校類似的教育施設の取扱いが従來とは非常に變つてきた。これについては別紙の通り文部省管理局長から通知も出たが、その改正の要點について次に述べてみる。

1 幼稚園教育に關する教育を行ふものうち、その教育内容が他の法律の特別の規定によつて定められているものは各種學校から除外するとゆうことである。(學校教育法第八十三條第一次の改正點)

幼稚園に類する施設でこの規定で各種學校から除外されるものには、児童福祉法第四十五條の規定に基つて児童福祉施設最低基準にその内容を明示した保育所がある。

2 各種學校や第一條に掲げる學校以外の教育施設は「幼稚園」の名稱を用いてはならないとゆうことである。(學校教育法第八十三條第二項の改正點)

以前は「幼稚園」(學校教育法第一條に掲げる名稱)の名稱を用いてはならないものの範圍が漠然として解釋に多少の疑義があ

つたのを明確にしたもので、これによつて各種學校はもろろん學校教育法第一條に掲げる學校(正式に認可を受けた幼稚園)以外のあらゆる教育施設は「幼稚園」の名稱を用いてはならないと明確にその範圍が示されたので、今後は正式に認可を受けた幼稚園以外の教育施設(他の法律に特別の規定のある教育施設ももちろん含まれる)は絶対に「幼稚園」の名稱は使用できない。

もしこれに違反して「幼稚園」の名稱を正式に幼稚園の認可を受けた以外の教育施設が用いた場合は、學校教育法第九十二條によつて五千圓以下の罰金刑に處せられることになつてゐる。

3 都道府縣監督廳の各種學校類似的教育施設に對する處置の權限を明瞭にしたこと。(學校教育法第八十四條第一項の改正點)

都道府縣知事は學校幼稚園又は各種學校以外のもの——學校教育に類する教育を行なうもの(このうち1に述べた他の法律の特別の規定による施設は除かれる)——が各種學校と同じような教育を行なうと認められた場合は、その關係者に對して一ヶ月以内になん種學校の設置認可の申請を勧告することができるようになった。さらにその關係者がその勧告を聞かなくて引き續いて教育を行つてゐるか又は認可を申請しても認可が得られないのに引き續いて教育を行つてゐる場合は、その教育をやめるように命令することができるようになった。

4 都道府縣知事が前項の命令を出すときは、私立學校審議會の意見を聞くようにしたこと。(學校教育法第八十四條第四項に新たに加えた)

これは各種學校に類する教育を行ないなかを認めるのに、都道府縣知事の獨斷を避けて公正な判斷によつて措置させるための處置であつて、都道府縣知事は前項の命令を出す場合は必ずそ

の前に私立學校審議會の意見を聞かなければならないようになってた。

5 都道府縣知事の出した前の第三次(3)の命令を聴かない場合に罰則が設けられた。(學校教育法第八十九條の改正案)

都道府縣知事の命令を聴かなかつた場合、いまままで明らかな罰則がなかつたのをこの改正で第八十九條に加えて明瞭にしたものでこれに違反すると六ヶ月以下の懲役もしくは禁錮または一萬圓以下の罰金刑に處せられるようになった。

文官席第一〇八號

昭和二十五年五月二日

文部省管理局長

都道府縣知事 殿
都道府縣教育委員會

學校教育法第八三條及び第八四條の一部改正について

四月十九日付法律第一〇三號をもつて學校教育法の一部が改正され、四月一日から適用されることになつたことに伴ひ、各種學校及び各種學校類似の施設の取扱いが、従來とは相當異なることになつたので、左記の點に御留意されるよう通知する。

記

一、第八十三條第一項の改正によつて、職業安定法に基く職業輔導所、兒童福祉法に基く保育所等は、「當該教育を行ふにつき他の法律に特別の規定のあるもの」として各種學校の範圍から除外された。ここに「當該教育を行ふにつき他の法律に特別の規

定のあるもの」とは、勞働大臣が職業安定法第二十九條の規定に基いて、職業輔導所の規模、輔導種目、輔導内容及び輔導期間について必要な基準を定め、教科書の編さんについて援助をなし、(職業安定法施行規則第二十一條參照)また、厚生大臣が、兒童福祉法第四十五條の規定に基き、兒童福祉最低基準(昭和二十三年厚生省令六三號)第五章の規定により、保育所の設備基準、保育時間、保育内容等を定めていごとく他の法律に特別の規定あるものを意味する。なお、理容師養成施設、看護婦養成所等についてはそれぞれ理容師法、保健婦助産婦看護婦法等の規定があるが、これらの法律は、單にこれらの教育施設の卒業者の資格附與の條件について規定しているものにするにすぎないから、當該教育を行ふについて他の法律に特別の規定としていふものを認められない。従つて、これらは従來通り各種學校として取扱われる。

二、各種學校類似の教育施設に對する第八十四條の規定の改正は舊規定の意圖するところを詳細に規定したものである。「各種學校の教育を行ふもの」とは一般的に學校教育に類する教育を行ふものをいうが、このうちには、第八十三條第一項の改正規定に明らかなように、(一)に述べたものを除く。

三、新第八十四條第二項の規定による命令については、監督廳の一方的な判斷にまつことなく、私立學校審議會の意見を聞くこととして、運用の公正を圖る意味である。

四、なお、改正第八十四條第二項の規定による命令は、認可されている學校又は各種學校に對する閉鎖命令に相當するものである。従つて(この命令違反に對しては第八十九條の一部が改正され)閉鎖命令違反と同様の罰則が適用せられる。

學校教育法の「部」を改正する法律 (昭和二十五年四月十九日抄)
法律一〇三號

第八十三條第一項中「教育」の下に「當該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものを除く」を加え、同條第二項中「各種學校」の下に「その他第一條に掲げるもの以外の教育施設」を加える。

第八十四條第一項を次のように改める。

都道府縣監督廳は、學校又は各種學校以外のものが各種學校の教育を行うものを認める場合においては、關係者に對して、一定の期間内に各種學校設置の認可を申請すべき旨を勸告することができる。但しその期間は、一箇月を下ることが出来ない。

都道府縣監督廳は前項の關係者が、同項の規定による勸告に従わず引き續き各種學校の教育を行つてゐるとき、又は同項の規定による勸告に従つて各種學校設置の認可を申請したがその認可が得られなかつた場合において引き續き各種學校の教育を行つてゐるときは、當該關係者に對して當該教育をやめるべき旨を命ずることが出来る。

第八十四條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條に次の一項を加える。

都道府縣知事は、第二項の規定による命令をなす場合においては、あらかじめ私立學校審議會の意見を聞かなければならない。

第八十九條中「閉鎖命令」の下に「又は第八十四條第二項の規定による命令」を加える。

月々の參考雜誌

「愛育」(恩賜財團母子愛育會)

發行所 東京都港區麻布盛岡町母子愛育會

定價三十三圓 一年三九六圓送料共

「子供の教養」(子供の教養社)

發行所 東京都杉並區阿佐谷三の廿子供の教養社

定價二十圓 送料三圓

「保育」(全日本保育連盟)

發行所 大阪市南區安堂寺二丁目昭和出版株式會社

定價三十圓

「保育の友」(厚生省兒童局内保育研究會)

發賣所 東京都千代田區神田神保町フレール館

定價五圓 一年送料共六十圓

「兒童心理と精神衛生」(特殊教育研究連盟)

發行所 東京都新宿區湯場町一牧書店

定價五十圓 送料五圓(隔月發行)

「臨床心理と教育相談」(臨床心理研究會)

發行所 東京都新宿區戸塚町二ノ七七草美社

定價五十圓 送料五圓